

# 令和 2 年第 10 回 農業委員会 総会 議事録

令和 2 年 8 月 28 日  
宮崎市 農業委員会

1. 日 時 令和2年8月28日(金)

午後3時3分開会

2. 場 所 第四庁舎9階会議室

3. 付議事件

[ 議 案 ]

議案第100号 農地法第3条許可について

議案第101号 農地法第4条許可について

議案第102号 農地法第5条許可について

議案第103号 非農地証明について

議案第104号 農用地利用集積計画の決定について

[ 報 告 ]

報告第48号 専決処分の報告について(農地法第4条第1項第8号)

報告第49号 専決処分の報告について(農地法第5条第1項第7号)

報告第50号 専決処分の報告について(農地法第4条第1項本文)

報告第51号 専決処分の報告について(農地法第5条第1項本文)

報告第52号 申請の取下げ・許可書等の返戻について

報告第53号 相続等による権利移動について(農地法第3条の3)

4. 出席委員

1番	日高隆志	2番	岡武義	3番	桑畑節夫
4番	久保田章生	5番	鬼塚健太	6番	川野富男
7番	川越定光	8番	川崎和久	9番	松田実
10番	川越忠次	11番	長友紘子	12番	川越正彦
13番	岡原明美	14番	持原義信	15番	小倉俊博
16番	佐藤裕次郎	17番	片上英行	18番	高間秀一
19番	川越達也	20番	前田峰子	21番	中村和寛
22番	外蘭香	23番	蛭原安德	24番	松田真郎

5. 欠席委員

なし


6. 事務局出席者

局 長	日 高 国 弘	農地調整係長	稗 苗 茂 樹
次 長	西 領 敏 一	農地調整係主査	川 越 昌 志
次長補佐兼総務係長	鍋 島 雅 俊	農地調整係主査	山之上 智 美
総務係副主幹	迫 田 秀一朗		
総務係主事	加 野 歩 夢		

7. 市長部局出席者

な し

署名委員

議長 松田 美 

委員 桑畑 節夫 

委員 外園 香 

午後3時3分開会

○議長（松田） これより令和2年第10回宮崎市農業委員会総会を開会いたします。

定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

それでは、まず、本日の議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員は、3番桑畑節夫委員、22番外藺香委員を指名いたします。

それでは、日程第2、議案審議ですが、議案全般につきまして、事務局次長に説明をさせます。

○事務局（西領） 本日の日程でございますが、お手元に総会の会期及び議事日程等を配付させていただいております。

議案につきましては、特別な事情がない限りは、これまでどおり1ページごとの審議でお願いしたいと考えております。

それでは、提出議案について御説明いたします。

議案書表紙の裏面を御覧ください。本日は5議案の御審議をお願いしております。

議案第100号「農地法第3条許可について」は17件でございます。議案第101号「農地法第4条許可について」は4件でございます。議案第102号「農地法第5条許可について」は24件でございます。議案第103号「非農地証明について」は1件でございます。議案第104号「農用地利用集積計画の決定について」は417件でございます。以上、審議件数は463件となっております。

なお、農地法第3条及び農用地利用集積計画による担い手への農地集積面積は、97万9,351平方メートルでございます。そのうち、委員の関わりによる農地集積面積は、35万5,823平方メートルでございます。

説明は以上でございます。御審議方よろしく願います。

○議長（松田） 議案第100号農地法第3条許可について、1ページを議題とします。

○事務局（山之上） 農地法第3条許可について御説明いたします。

農地法第3条許可の審議につきましては、農地法第3条第2項各号に規定する許可基準に合致するかどうかを審査しています。今回、係る基準を充足すると認められた案件について申請を受理し、議案として上程しております。

以上、御審議方よろしく願います。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、2ページを議題とします。

○事務局（山之上） 番号115、116、117を御覧ください。関連がありますので、併せて御説明いたします。

本案件は新規法人からの申請です。申請人は、これまで父とともに農業を行っていましたが、6次産業化したいと考え法人を設立し、3条申請に至ったものです。

なお、本申請は解除条件付で農地を賃貸借する申請です。通常、法人が農地を買ったり借りたりする場合、農地所有適格法人として様々な要件を満たさなければいけません。ただし、農地所有適格法人でなくても例外的に農地を借りる許可を出す規定があり、その場合、農地を適正に利用しない場合はすぐに貸借契約を解除して農地を返却する、などの条件つきでの許可となります。

この解除条件付貸借許可の場合、下限面積要件等に加え、契約解除についての条件が契約書に書かれていることや、地域での役割分担を行うこと、役員などに1名以上農作業に常時従事する者がいること、などの要件があります。

また、受人の耕作面積が0平方メートルとなっておりますが、今回の申請で総経営面積が2万27平方メートルとなり、法第3条の農地の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程させていただいております。

次に、番号118、3ページの番号119を御覧ください。関連がありますので、併せて御説明いたします。

本案件は新規就農者による案件です。受人は、これまで綾町や内海で経験を積んで技術を習得してきました。今般自ら果樹や野菜を営農するよう計画し、本申請に至ったものです。受人の耕作面積が0平方メートルとなっておりますが、今回の申請で総経営面積が7,351平方メートルとなり、法第3条の農地の権利取得者としての要件を

満たすことから、申請を受理し、議案として上程しております。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、3ページを議題とします。

○事務局（山之上） 番号120を御覧ください。

本案件は新規就農者による案件です。受人は、これまでも農業法人でトマトの施設栽培の栽培管理責任者として従事してきましたが、自らが主となり営農するよう計画し、本申請に至ったものです。本申請後の総経営面積は、2,676平方メートルと5,000平方メートルを下回っておりますが、権利取得後における耕作の内容が、花卉、野菜等の栽培であり、かつ、その経営がハウス園芸等集約的に行われるものであると認められる場合は、5,000平方メートルに達しなくても権利取得を認め得るとされていることから、申請を受理し、議案として上程しております。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○1番（日高委員） 120番について説明がありましたが、賃借料が40万となっております。その内訳は、ハウスのような上物と土地代とに分かれているのではないかと想定されますが、内訳が分かれば教えていただきたい。また、賃貸契約については、農地法では農地のみが契約の対象になると思っており、上物についての契約は任意の別契約ですることになるかと思ひます。上物についても、この契約に入れているのでしょうか。

○事務局（山之上） この点に関しては確認させていただいて、後ほど報告させていただきます。

○事務局（稗苗） 大変申し訳ありませんが、ハウスの上物と土地代とを分けて整理



していませんでした。日高委員のおっしゃるとおり、土地代だけの部分を上げることになっておりますので、確認の上、整理させていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、4ページを議題とします。

○事務局（山之上） 番号125、5ページの番号126、127を御覧ください。関連がありますので、併せて御説明いたします。

本案件は、新規法人からの申請で、農地所有適格法人の要件を満たしております。申請人は、綾町で経験を積み技術を習得した後、自ら営農・加工まで携わりたいと計画し、本申請に至ったものです。また、受人の耕作面積は0平方メートルとなっておりますが、今回の申請で総経営面積が1万1,104.10平方メートルとなり、法第3条の農地の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程しております。

以上、御審議方よろしく願いいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、5ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

議案第 101 号農地法第 4 条許可について、6 ページを議題とします。

○事務局（川越） 農地法第 4 条許可について説明します。

農地法第 4 条許可につきましては、法第 4 条第 2 項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断し、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しています。

それでは、主な案件について説明します。

番号 24 を御覧ください。

申請人は、宮崎市大字田吉に本拠を置く農畜産物の生産販売などを営む法人です。申請地は、宮崎市大字郡司分にあります宮崎県消防学校から南東に約 1 キロの場所に位置する土地です。本案件は、農地法の許可を得ずに、申請地を農業用露天駐車場などとして利用していたことから、追認申請に及んだものです。

申請地の農地区分は、農業振興地域の農用地区域となりますが、令和 2 年 7 月に農用地から農業用施設用地に用途変更を行い、不許可の例外である「農用地利用計画に指定された用途」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、新たな造成は行わず、現状のまま利用し、雨水は道路側溝へ放流し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

同様の「農用地区域」で「農用地利用計画に指定された用途」に該当している案件は、番号 25、27 です。

なお、番号 25 については、始末書付の案件となっており、農地法の許可を得ずに、申請地の一部を堆肥置場などとして利用していたことから、追認申請に及んだものです。立地基準・一般基準等を満たしており、追認もやむを得ないものと判断しており

ます。

最後に、番号 26 を御覧ください。

申請人は、宮崎市高岡町内山在住の農家です。申請地は、宮崎市高岡町内山にあります高岡中学校から北に約 1 キロの場所に位置する土地です。本案件は、農地法の許可を得ずに、申請地を堆肥舎などとして利用していたことから、追認申請に及んだものです。

申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第 1 種農地」となりますが、不許可の例外である「農業用施設」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、新たな造成は行わず、現状のまま利用し、堆肥舎は床にコンクリート底盤を張り屋根をつけ、雨水は家畜排泄物と混ざることによる汚水発生を防止し、地下浸透及び側溝に放流し処理することから、周辺農地への影響はないと思われまます。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第 102 号農地法第 5 条許可について、7 ページを議題とします。

○事務局（川越） 農地法第 5 条許可について説明します。

農地法第 5 条許可につきましては、法第 5 条第 2 項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断して、一時転用を含め、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しています。

それでは、主な案件について説明します。

番号 189 を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市大字島之内在住の個人など4名、受人は宮崎市清武町今泉に本拠を置く砂利の採取・販売などを営む法人です。

お手元に「農地法第5条許可資料」を配付しています。1ページに位置図、2ページに航空写真、3ページに土地利用計画図を掲載していますので、御参照ください。

申請地は、1ページの位置図のとおり、宮崎市大字島之内にあります宮崎大学農学部住吉牧場から東に約600メートルの場所に位置する土地です。本案件は、農地法の許可を得ずに、申請地の一部を通路として利用していたことによる追認申請と、申請地が良質な砂地であることから、砂利採取を目的として一時利用したく、期間を許可日から1年間の一時転用として申請に及んだものです。

申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第1種農地」となりますが、不許可の例外である「一時転用」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、雨水は地下浸透により処理し、隣接農地との境界から十分に保安距離を設けることから、周辺農地への影響はないと思われまます。

採取場の周囲には防護柵を設け、ほこり等がある場合は水を散布するなどの環境対策を適切に行う計画となっており、隣接土地所有者等からも同意を得ています。関係法令である砂利採取法に基づく認可申請が工業政策課へ提出されています。また、砂利採取後は農地へ復旧することも確認しています。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

最後に、番号 190 を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市源藤町在住の個人など4名、受人は宮崎市中村東1丁目に本拠を置く発電事業などを営む法人です。

お手元の「農地法第5条許可資料」を御覧ください。4ページに位置図、5ページに航空写真、6ページに土地利用計画図を掲載していますので、御参照ください。

申請地は、4ページの位置図のとおり、宮崎市清武町加納にあります加納小学校から北東に約200メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に太陽光発電施設を建設したく申請に及んだものです。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象になっていない生産性の低い小集団の農

地で「第2種農地」となっています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、工事中は現状を大きく変えることは行わず、被害が生ずるおそれはありませんが、被害が生じた場合は速やかに対応します。工事完了後は、フェンスを設置し、雨水は地下浸透及び水路を経由し河川に放流し処理します。

また、受人から、工事中及び工事完了後において、隣接土地所有者等から苦情などがあった場合は対処する旨の誓約書が提出されています。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しています。

なお、本申請により設定されている権利は地上権となっておりますが、地上権とは、他人の土地において、工作物または竹木を所有するため、その土地を使用する権利です。他人の土地を使用するという点では賃借権と同じですが、権利の強弱という点で違いがあります。例えば、賃借権を登記するには土地所有者の承諾が必要ですが、所有者側に登記に応じる義務はありません。対して地上権は、土地所有者は登記に応じる義務があります。権利を譲渡する場合、賃借権は土地所有者の承諾が必要になりますが、地上権は承諾不要です。また、土地の所有者を変更した場合、賃借権は新しい土地所有者に権利を主張することはできませんが、地上権は新しい土地所有者に地上権を主張できます。つまり、賃借権は土地所有者の承諾を得て土地を間接的に支配する権利であるのに対し、地上権は土地を直接的に支配できるという強い権利という違いがあります。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○3番（桑畑委員） 我々も砂を50年前から取った経緯がありますが、取った後に埋立てをしてもらっても、埋め戻した畑に水がなかなか浸透しないんです。この場所は、何メートルぐらい掘る予定ですか。私の地区の場合、7メートル掘ると水が出てやめるのだけど、住吉の場合は、僕たちは掘ったことがないから分からないので。

○事務局（川越） 掘削の深さは9メートルということで確認しております。以上です。

○3番（桑畑委員） 分かりました。なかなか9メートル掘った後が大変ですよ。以上です。

○2番（岡委員） ただいまの件ですが、私の地区も確認に行って、関係者と話をしました。航空写真で見ても、20年近く奥のほうは雑木が立っています。砂を取った後をきれいにして作物ができるような状態にするということで、表土を剥いで下部には佐土原辺りの砂利を入れて、変なものを入れないと確約書に書かれてあります。

周りに地下水をくんでいるハウスの方もいらっしゃるので、そんなことを心配されています。この西側も以前に砂を採取されて心配されていたんですけど、確約書に、夜中には入れない、日中、5時までの仕事をするということでやっています。

隣接の方も許可を出していますし、常に見守っていこうと思っていますので、ちゃんとされると思います。以上です。

○議長（松田） ほかにございませんか。

○1番（日高委員） 190番の地上権が設定してあるものについてですが、通常の賃貸借権と地上権を設定した場合に、賃貸料というのはどのくらい違うものでしょうか。

○事務局（川越） 相対で交わすものですので、その金額的なところは把握しておりません。以上です。

○1番（日高委員） この件の賃貸料は分からないということですか。

○事務局（川越） 地上権の金額は、1年間で55万3,800円、その20年間分で設定されるようになっております。20年間分で約1,107万6,000円の金額で上がっております。

○1番（日高委員） 3,692平方メートルで55万3,800円ということですね。

○事務局（川越） トータルの面積の1年間分が、全体で55万3,800円、その20年間分で、1,107万6,000円と確認しております。

○1番（日高委員） 分かりました。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、許可相当とすることに決しました。

次に、8ページを議題とします。

○事務局（川越） 番号191を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市丸島町に本拠を置く営農事業などを営む法人、受人は宮崎市田野町に本拠を置く管・水道施設工事業などを営む法人です。

お手元の「農地法第5条許可資料」を御覧ください。7ページに位置図、8ページに航空写真、9ページに土地利用計画図を掲載していますので、御参照ください。

申請地は、7ページの位置図のとおり、宮崎市古城町にあります（旧）宮崎市南部環境美化センターから南西に約500メートルの場所に位置する土地です。本案件は、農地法の許可を得ずに、申請地を宮崎市発注の配水管布設替工事に伴う現場事務所などとして一時利用していたことから、追認申請に及んだものです。

申請地の農地区分は、農業振興地域の農用地区域となりますが、不許可の例外である「一時転用」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、新たな造成は行わず、雨水は道路側溝へ放流し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われまます。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

同様に「農用地区域または第1種農地」で「一時転用」に該当している案件は、番号192、9ページの番号195、196、10ページの番号197、198です。

番号198以外の案件は、始末書付の案件となっており、農地法の許可を得ずに、露天資材置場などとして利用していたことから、追認申請に及んだものです。立地基準・一般基準等を満たしており、追認もやむを得ないものと判断しています。

また、その他の案件も追認案件がありますが、始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、許可相当とすることに決しました。

次に、9ページを議題とします。

○事務局（川越） 番号193、194を御覧ください。関連がありますので、併せて説明します。

番号194を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市恒久南在住の個人、受人は延岡市在住の個人です。申請地は、宮崎市阿波岐原町にあります宮崎市東小学校から西に約400メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に一般個人住宅を建築したく申請に及んだものです。

申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第1種農地」となりますが、不許可の例外である「集落接続」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、L型擁壁を設置し土砂の流出を防ぎ、雨水は道路側溝へ、生活排水は公共下水道へ接続し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われま。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しています。

また、番号193は、市道から一般個人住宅に接続するための通路となっており、追認申請に及んだものです。

同様の「第1種農地」で「集落接続」に該当している案件は、10ページの番号200、11ページの番号201がございます。

以上、御審議方よろしくお願ひします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、10ページを議題とします。

本人に関わる案件がございますので、小倉俊博委員の退室を求めます。

（15番小倉俊博委員退室）



○事務局（川越） 番号 199 を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市佐土原町上田島在住の農家など4名、受人は宮崎市佐土原町在住の農家です。申請地は、宮崎市にあります佐土原小学校から東に約700メートルの場所に位置する土地です。本案件は、農地法の許可を得ずに、申請地を農業用倉庫などとして利用していたことから、追認申請に及んだものです。

申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第1種農地」となりますが、不許可の例外である「農業用施設」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、新たな造成は行わず、雨水は道路側溝に放流し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しています。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

小倉俊博委員の入室を求めます。

（15番小倉俊博委員入室）

○議長（松田） 次に、11ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、12ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、13 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、14 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

○事務局(山之上) 議案書3ページの120番、日高隆志委員からの賃借料40万円の内訳について回答します。土地代が25万円、ハウス代(上物)が15万円と聞いております。以上です。

○議長(松田) 事務局の説明は以上のとおりですが、よろしいでしょうか。何か御意見ございますか。

○1番(日高委員) 内訳を聞きましたけれども、この金額で10年間契約ということですね。以前、この件につきまして、別々に書いたほうがいいのかという提案をしたことがあります。今後のことを考えまして、ハウスの賃貸部分と土地の賃貸部分は別々に二段書きで書かれたほうが説明しやすいと思いますので、検討をお願い

いしたいと思います。

○事務局（山之上） 集約的農業につきましては、そのように備考欄に追記するようにします。

○議長（松田） この件についてはよろしいでしょうか。

○1番（日高委員） はい。

○議長（松田） 議案第103号非農地証明について、15ページを議題とします。

○事務局（稗苗） 議案第103号非農地証明について説明いたします。

この非農地証明につきましては、登記簿の地目が農地または農地台帳に登載されている農地で現況が非農地化していることを証明するものです。

非農地化の事由として、主に、昭和27年の農地法施行以前から農地以外の土地であること、10年以上耕作放棄され将来的にも農地としての利用が困難な土地、周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても利用することができないと見込まれる場合があります。

それでは、1件の案件について御説明いたします。

申請番号16は、登記簿地目が畑であります。現況は10年以上耕作放棄された様相で、山林化しております。このことから、この案件は非農地証明の認定基準に合致しております。

なお、この案件につきましては、8月19日に地元農業委員と現地調査を行い、現況が農地でないことを確認しております。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、承認することに決しました。

議案第104号農用地利用集積計画の決定について、別冊1の1ページから114ページまでと、別冊2の1ページから107ページまでの利用権設定分を議題とします。

本人に関わる案件がございますので、長友紘子委員、久保田章生委員、佐藤裕次郎委員、川越達也委員の退室を求めます。

(11 番長友紘子委員、4 番久保田章生委員、16 番佐藤裕次郎委員、  
19 番川越達也委員退室)

○事務局（加野） 議案第 104 号農用地利用集積計画の申出につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号に規定されております、市の基本構想に適合することや、農地の効率的利用、農作業の常時従事などの各要件を満たしていると考えられるため、今回、議案として上程するものでございます。

中間管理の特例事業による貸借につきましては、別冊 1 の 1 ページの番号 97 から 98 番までの 2 件でございます。

利用権設定につきましては、別冊 1 の 2 ページの番号 654 番から別冊 2 の 107 ページの番号 1058 番までの 405 件でございます。

内訳といたしましては、使用貸借権の再設定が 2 件、新規設定が 111 件、賃借権の再設定が 5 件、新規設定が 287 件となっております。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

長友紘子委員、久保田章生委員、佐藤裕次郎委員、川越達也委員の入室を求めます。

(11 番長友紘子委員、4 番久保田章生委員、16 番佐藤裕次郎委員、  
19 番川越達也委員入室)

○議長（松田） 次に、別冊 2 の 108 ページから 115 ページまでの所有権移転分を議題とします。

本人に関わる案件がございますので、小倉俊博委員、久保田章生委員の退室を求めます。

(15 番小倉俊博委員、4 番久保田章生委員退室)

○事務局（加野） 農用地利用集積計画の申出のうち、所有権移転につきましては、別冊 2 の 108 ページの番号 1059 番から 115 ページの番号 1068 番までの 10 件でございます。

また、113 ページの番号 1068 番につきましては、農地中間管理事業の特例事業により、公益社団法人宮崎県農業振興公社が一時貸付をしている受人からの申出により、貸付終期を迎える前に時期を早めて売り渡すものでございます。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

小倉俊博委員、久保田章生委員の入室を求めます。

(15 番小倉俊博委員、4 番久保田章生委員入室)

○議長（松田） これより報告案件を議題とします。

事務局次長に説明を求めます。

○事務局（西領） 本日の報告案件につきまして御説明いたします。

報告書表紙の裏面を御覧ください。

報告第 48 号は、農地法第 4 条第 1 項第 8 号に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 12 件でございます。

報告第 49 号は、農地法第 5 条第 1 項第 7 号に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 19 件でございます。

報告第 50 号は、農地法第 4 条第 1 項本文に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 2 件でございます。

報告第 51 号は、農地法第 5 条第 1 項本文に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 20 件でございます。

報告第 52 号は、「申請の取下げ・許可書等の返戻について」でございまして、その数 1 件でございます。

報告第 53 号は、「農地法第 3 条の 3 相続等による権利移動について」でございまして、その数 16 件でございます。

なお、報告第 48 号、第 49 号につきましては、局長の専決処分により受理されたもので、備考欄に専決日を記載しております。

第 50 号、第 51 号につきましては、過去の総会において承認されたもので、それぞれ会長の専決処分により許可されたものでございます。

報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（松田） ただいま専決処分等につきまして報告がありましたが、御意見はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 御意見なければ、報告案件はこれにて終わります。

本日の総会はこれをもって閉会してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松田） 御異議なしと認めます。よって、令和 2 年第 10 回宮崎市農業委員会総会を閉会いたします。

午後 3 時 57 分閉会